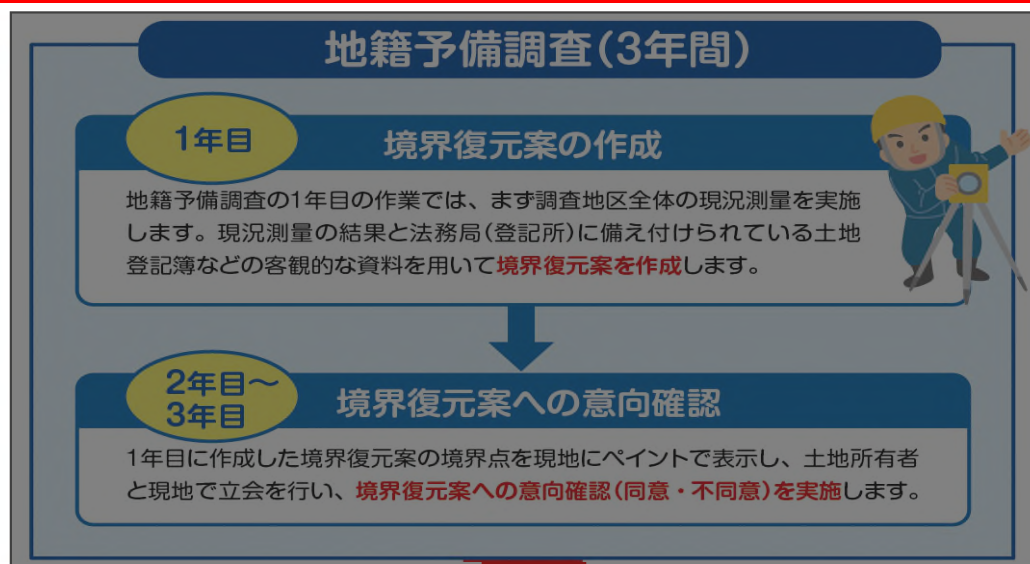


《今後について》

◎全同意が得られなかった区画 → 地籍本調査を実施しません

地籍予備調査結果図(別紙1)の [] で囲まれた区画については、境界復元案に対する全同意が得られませんでしたので、登記事務までを行う国土調査法に基づいた地籍本調査へは移行しません。



全ての土地所有者から同意が得られなかった区画については、地籍本調査を行いません。

1つの区画のうち、同意が得られない土地が1つでもあった場合には、同じ区画内の他の土地全てで同意が得られていたとしても、地籍本調査へは移行せず、地籍予備調査は終了いたします。

※今後、売買や相続等により境界を確認する必要がある場合

地籍本調査に移行しなかった区画の土地境界は現状のまま(現在の登記状態のまま)となりますが、境界を明確にする必要がある際には、土地所有者が境界の確定を行う通常の手続きが必要となります。その場合には、別途、土地家屋調査士などにご相談ください。

なお、地籍予備調査で設置したプレート等は、隣接する土地所有者の方々のご同意の下に設置したものになりますので、今後境界を確認する際の参考としてお使いいただけます。